

千葉地方最低賃金審議会運営規程

- 第1条 この規程は、千葉地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたと
きのほか労働局長又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が召集する。
- 2 前項の規程により、労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
 - 3 会長は、会議を召集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに労働局長に通知するものとする。
- 第3条 会長は、審議会の議決により特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。
- 第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行、その他の理由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受け
るものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明
又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員2名が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 前二項の規定は、小委員会等について準用する。

第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写を付して、その都度、労働局長に送付するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

本規程は、昭和34年 7月30日から実施する。

本規程は、平成 8年 5月10日から適用する。

本規程は、平成 9年12月 5日から適用する。

本規程は、平成12年 5月10日から適用する。

本規程は、平成13年 5月 9日から適用する。

千葉地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、千葉地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「運小」という。）の議事に関し、必要な事項について定めるものである。

(運小の審議事項)

第2条 運小は、千葉地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の円滑かつ効率的な運営を図るため、議事運営に関する事項について審議する。

(運小の構成)

第3条 運小の構成は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各同数をもって組織し、委員の数は9人以内とする。

(小委員長)

第4条 運小に、小委員長を置く。

2 小委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 小委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選任された者が、小委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 運小の会議（以下「会議」と言う。）は、小委員長が必要と認めたときのほか、千葉労働局長（以下「局長」と言う。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、小委員長が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、遅くとも当該期日の1週間前までに、小委員長に通知しなければならない。

3 小委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、遅くとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第6条 委員は、病気、その他の事由によって会議に出席出来ないときは、

その旨を小委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第7条 委員は、会議において発言しようとするときは、小委員長の許可を受けるものとする。

(会議の非公開)

第8条 会議は、委員の自由な討論を保障するため、非公開とする。

(議事録)

第9条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には小委員長及び小委員長の指名した委員2名が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は原則として公開する。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、小委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

(審議会への報告)

第10条 小委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に対して報告をするものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則 この規程は、平成 4年5月11日から適用する。
この規程は、平成10年7月28日から適用する。
この規程は、平成12年5月10日から適用する。
この規程は、平成13年5月 9日から適用する。

千葉地方最低賃金審議会専門部会運営規程

- 第 1 条 千葉地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、千葉労働局長（以下「労働局長」という。）又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、労働局長に通知するものとする。
- 第 3 条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第 4 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第 5 条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第 6 条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

第 7 条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、千葉地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。

第 8 条 この規定に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第 9 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第 1 条 この規程は、平成16年5月8日から施行とする。

千葉地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、千葉地方最低賃金審議会特別小委員会（以下「特小」という。）の議事に関し、必要な事項について定めるものである。

(特小の審議事項)

第2条 特小は、特定（産業別）最低賃金に係る決定等の必要性の有無などについて、速やかに結論が得られるよう意見調整を行うものとする。

(特小の構成)

第3条 特小の構成は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各同数をもって組織し、委員の数は9人以内とする。

(小委員長)

第4条 特小に、小委員長を置く。

2 小委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 小委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選任された者が、小委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 特小の会議（以下「会議」という。）は、小委員長が必要と認めたとときのほか、千葉労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、小委員長が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、遅くとも当該期日の1週間前までに、小委員長に通知しなければならない。

3 小委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、遅くとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第6条 委員は、病気、その他の事由によって会議に出席出来ないときは、

その旨を小委員長に適切な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第7条 委員は、会議において発言しようとするときは、小委員長の許可を受けるものとする。

(会議の非公開)

第8条 会議は、委員の自由な討論を保障するため、非公開とする。

(議事録)

第9条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には小委員長及び小委員長の指名した委員2名が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は原則として公開する。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、小委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

(審議会への報告)

第10条 小委員長は、会議の審議結果について、速やかに千葉地方最低賃金審議会（以下「審議会」と言う。）に対して報告をするものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則 この規程は、平成 4年5月11日から適用する。
この規程は、平成10年7月28日から適用する。
この規程は、平成12年5月10日から適用する。
この規程は、平成13年5月 9日から適用する。